

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（2020年度）

## 0. 基礎情報

全団体が御回答ください。

Q0-1. 貴団体に該当する分類（**地方公共団体の区分**）について、当てはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 都道府県
2. 政令指定都市
3. 中核市
4. 施行時特例市
5. 人口10万人以上であって、上記2～4以外の市町村
6. 人口3万人以上10万人未満の市区町村
7. 人口1万人以上3万人未満の市町村
8. 人口1万人未満の市町村
9. 地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）

Q0-2. 団体内の体制について

(1). 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無について、当てはまるものを下の選択肢からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 有り
2. 無し

Q0-2(1)で「1」と回答した方

Q0-2. 団体内の体制について

(2). 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の名称と、所属職員数を御記入ください。

※部（局）課係に実際に所属している人数を御記入ください。

部（局）課係の名称
-----------

所 属 職 員 数
人

Q0-2(1)で「2」と回答した方

Q0-2. 団体内の体制について

(3). 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数を御記入ください。

※該当する職員がいない場合は「0（ゼロ）」を御記入ください。

※他の部（局）課係との兼任の場合でも、業務に携わる場合は人数に含め御記入ください。

担 当 職 員 数
人

全団体が御回答ください。

Q0-3. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例について、制定されているものがある場合は条例名称、制定年月を御記入ください。  
また、当該条例の目的について当てはまるものを選択ください。 (○はいくつでも)

※環境基本条例についても、下表に示す4項目が主目的として含まれる場合はご記載ください。

※制定年度は西暦でご記入ください。

↓当該条例の目的について当てはまるものに○印 (複数可)

制定年月（西暦）	条例の名称	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応（適応策）
西暦 年 月					

**地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)のご担当者様のみ御回答ください。**

Q0-4. 一部事務組合及び広域連合の事務内容について

- (1). 貴団体の事務内容に当てはまるもの全てをお選びください。併せて、**実行計画(事務事業編)**の対象としている事務内容を全てお選びください。  
(○はいくつでも)

「事務内容」例：貴団体の事務内容に当てはまるものに○印

「実行計画」例：実行計画(事務事業編)の対象としている事務内容に○印 ※実行計画(事務事業編)を策定していない場合は不要

↓○印(各複数可)

事務内容	実行計画	事業内容	※水道用水供給事業は、「用水」ではなく、「上水道」に含まれるものと
		一般廃棄物処理(ごみ処理・リサイクル施設)	
		一般廃棄物処理(し尿処理)	
		産業廃棄物処理	
		火葬・斎場・墓地等	
		その他環境衛生事業	
		上水道	
		下水道	
		用水	
		水防	
		消防	
		救急	
		病院・医療センター等	
		福祉施設(看護学校含む。老人福祉施設を除く。)	
		老人福祉施設(養護老人ホーム等)	
		学校	
		その他教育関連施設	
		公営競技	
		港管理	
		会館等の維持管理	
		その他行政事務	

- (2). 貴団体が**活動量(燃料の使用量等)**を把握している施設はありますか。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

1. 有り
2. 無し

**全団体が御回答ください。**

Q0-5 地域エネルギー事業の実施・検討状況について

※地域エネルギー事業とは、「**貴団体の参画・関与の下に、地域の再生可能エネルギーや、未利用エネルギーを活用し、主に地域内の公共施設や民間企業・家庭に、電気や熱を供給する事業**」を指します。

具体的には、地域新電力事業や地域熱供給事業等が該当します。

※電気や熱を全く地域内で消費せず、地域外の電気事業者等に売電している場合(FIT含む)は除きます。

※エネルギーを、施設内で全量自家消費している場合は除きます。

- (1). 地域エネルギー事業について、現在行われているものはありますか？

当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(各複数可)

1. 貴団体が直接事業を行っている
2. 貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている
3. 貴団体が出資している地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)がある
4. 貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)がある
5. 地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)があるが、貴団体では特に支援はしていない
6. 1~5に該当する事業は存在しない
7. 不明
8. その他

**Q0-5(1)で、「1」~「4」のいずれかを選択した方**

その具体的な内容を教えてください。

- (2). 地域エネルギー事業について、現在検討しているものはありますか？

当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(各複数可)

1. 貴団体が直接事業を行う
2. 貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行う
3. 貴団体が地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)に出資する
4. 貴団体が地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)に出資以外の形で支援を行う
5. 現在検討しているものはない
6. 不明
7. その他

**Q0-5(2)で、「1」~「4」のいずれかを選択した方**

その具体的な内容を教えてください。

**全団体が御回答ください。**

Q0-6 特定事業者及び特定事業所排出者該当可否

※省エネ法に基づく特定事業者は、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業者を指します。

(参照) [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/)

※温対法に基づく特定事業所排出者は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>については省エネ法と同様、また、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びその他の温室効果ガスについては、ガスの種類ごとに事業者の排出量合計がCO<sub>2</sub>換算で3,000t以上であり、かつ、事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上の事業者を指します。

(参照) <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about>

Q0-6. 貴団体は、省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者に該当しますか。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 両方に該当する
2. 温対法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する
3. 省エネ法に基づく特定事業者にのみ該当する
4. 該当しない

**全団体が御回答ください。**

Q0-7. (1) 貴団体が取り組む地球温暖化対策において、民間企業との連携・協働状況について当てはまるものをお答えください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 連携・協働している
2. 連携・協働していないが、今後連携・協働する予定がある
3. 連携・協働する予定はないが、必要性は感じている
4. 連携・協働する予定はなく、必要性も感じていない

**Q0-7(1)で1を回答した方**

(2) 貴自治体が取り組む地球温暖化対策において、民間企業とどのような連携・協働を行っていますか。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

1. 温暖化対策の普及・啓発活動の共同実施
2. 各種情報提供・アドバイスを受けている
3. 温暖化対策に関する進捗状況の点検・評価への参加
4. 地域エネルギー事業の実施
5. その他 (具体的に : )

**Q0-7(1)で2、3を回答した方**

(2) 今後予定している、もしくは必要性を感じている連携・協働内容についてお答えください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

1. 温暖化対策の普及・啓発活動の共同実施
2. 各種情報提供・アドバイスを受けている
3. 温暖化対策に関する進捗状況の点検・評価への参加
4. 地域エネルギー事業の実施
5. その他 (具体的に : )

**全団体がお読みください。**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

**<※重要なお知らせ>**

地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「実行計画（事務事業編）」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項が適用・準用されるため、

**○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）**

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 實施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に關し必要な事項

3～12 （略）

**○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）**

（市に関する規定の適用）

第283条 （略）

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第281条第2項の規定により特別区が処理することされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあっては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあっては市に関する規定、その他のものにあっては町村に関する規定を準用する。

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

（1）**2020年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定・改定状況**を下の選択肢の中からお選びください。

**（〇は一つだけ）**

※実行計画（事務事業編）を他団体と共に策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。

※改定すると思われるが、改訂年度が未定の場合は、「予定あり」を選択し、改定予定年度については空欄としてください。

※策定・改定を予定している年度は西暦でご記入ください。

↓〇印（1つ）

- |  |
|--|
| 1. 過去に一度も策定したことがない、2020年10月1日以降も策定する予定はない  |
| 2. 過去に一度も策定したことがないが、2020年10月1日以降に策定する予定がある |
| 3. 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない      |
| 4. 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある      |
| 5. 既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない   |
| 6. 既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある    |

**Q1-1 (1) で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方**

策定・改定を予定している年度を御記入ください。

西暦  年度 ←

**Q1-1(1)で、「3」「5」「6」のいずれかを選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

（2）**2019年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定・改定年度及び計画期間**を御記入ください。

（改定した場合は、最新の実行計画（事務事業編）について御記入ください。）

※当初策定年度、最終改定年度は西暦でご記入ください。

↓※開始年度から目標年度までの年数

当初策定年度	計画期間
西暦 <input type="text"/> 年度	年間 <input type="text"/>

↓※改定した場合のみ記入

↓※開始年度から目標年度までの年数

最終改定年度	計画期間
西暦 <input type="text"/> 年度	年間 <input type="text"/>

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。

例えば、開始年度が2010年度、目標年度が2015年度の場合には「6年間」とご回答ください。

**最新の実行計画（事務事業編）の名称**を御記入ください。

**Q1-1(1)で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(3). 「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村（特別区含む）並びに地方公共団体の組合

（一部事務組合及び広域連合）は、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられています。

実行計画（事務事業編）が現時点で**未策定又は計画期間が過ぎても未改定の理由**について、当てはまるものを全てお選びください。**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

計画を策定・改定するための人員がいないため
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため
専門知識がないため
これまでの実績の検証・評価ができていないため
他の業務と比較して優先度が低いため
策定が義務だと知らなかつたため
構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）
周辺の団体も未策定であるため
環境関連マネジメントシステムを導入しているため
事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）
前任者から引継ぎがなされていなかったため
その他
不明

**全団体が御回答ください。**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(4). 実行計画（事務事業編）の策定・改定の際、連携している部署をお選びください。

**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

1. 企画部局・課室
2. 財務部局・課室
3. 都市計画、交通部局・課室
4. 防災部局・課室
5. その他
6. 特に連携していない

**Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(5). 貴団体の最新の実行計画で、**排出量を算定しているガスの種類**を教えてください。**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

1. 二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）
2. 二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）
3. メタン
4. 一酸化二窒素
5. ハイドロフルオロカーボン
6. パーフルオロカーボン
7. 六ふつ化硫黄

**Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(6). 温室効果ガスの排出量を算定するために必要な以下の活動を、**どの部署**が実施していますか。**(○は一つだけ)**

ア. エネルギー使用量等の収集

↓○印（1つ）

1. 環境部局
2. 管財部局、公共施設マネジメント所管部局
3. 財政部局
4. 企画部局
5. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

イ. 収集したデータに基づく排出量の算定

↓○印（1つ）

1. 環境部局
2. 管財部局、公共施設マネジメント所管部局
3. 財政部局
4. 企画部局
5. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

**Q1-1(1)で、「2」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(7). 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」([URL ; https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html))

にて、実行計画（事務事業編）の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。

2017年3月に環境省は「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。

また、温室効果ガス排出量算定支援ツールとして、バージョンアップしたかんたん算定シートと新たに作成した建築物削減ポテンシャル推計ツールを公開しました。

これらのマニュアルやツール類のうち、最新の実行計画（事務事業編）の策定又は改定に当たって使用したものや、現在使用しているものについて、

当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

1. 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1. 1）
2. 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver 1. 0）
3. 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver 1. 2）
4. 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易版）（Ver 1. 1）
5. 事務事業編 策定・実施のための序内説明資料
6. 建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver. 1. 0）
7. かんたん算定シート（Ver. 4. 1）
8. 改定以前の（=1～5以外の）マニュアル・ガイドライン
9. 従来のツール類（かんたん算定シート（Ver. 3. 0）等）
10. マニュアルやツール類の存在を知らなかった
11. 使用していない
12. 使用しているかわからない。

**全団体が御回答ください。**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(8). ①「地球温暖化対策推進法」の2016年5月の改正に伴い、実行計画を共同で策定できる旨が規定されました。

（「地球温暖化対策推進法」第21条第1項）

貴団体における実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 2020年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である
2. 2020年度中に共同した計画を策定予定である
3. 2021年度以降に共同した計画を策定予定である
4. 共同策定の予定はないが関心がある
5. 共同策定の予定がなく関心もない
6. 共同策定ができるることを知らなかった
7. 上記に該当するものはない

**Q1-1 (8) ①で、「2」「3」のいずれかを選択した方**

共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

**Q1-1(8)①で、「1」を選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(8). ②貴団体における実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況等について、共同策定の相手先について、

当てはまるものをお選びください。また、計画名称をお答えください。 (○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 権限移譲元の都道府県・市区町村（※広域連合のみ）
2. 構成団体（都道府県、市区町村）
3. 一部事務組合及び広域連合
4. その他

計画名称を御記入ください。

**Q1-1(8)①で、「4」を選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(8). ②貴団体における実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況等について、関心がある場合は

共同したい相手先について、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

1. 管内の市町村（特別区含む）（都道府県の場合）
2. 属する都道府県（市町村（特別区含む）の場合）
3. 近隣の市町村（特別区含む）
4. 一部事務組合及び広域連合
5. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**Q1-1(8)①で、「5」を選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(8). ②貴団体における実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況等について、関心がない場合

その理由について、当てはまるものを全てお選びください。  
 ○はいくつでも

↓○印（複数可）

1. 組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい
2. 構成団体や構成団体が共通の他の組合の窓口がわからない
3. 構成団体や他の組合に相談したことがない
4. 構成団体や他の組合と計画期間が合致しない
5. 構成団体の賛同が得られなかった
6. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(9). 最新の実行計画（事務事業編）の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください。
 ○はいくつでも

↓○印（複数可）

ホームページで公表している
広報誌で公表している
環境報告書、環境白書等で公表している
専用の冊子等を作成し公表している
環境審議会で公表している
議会報告で公表している
記者発表をしている
イベント展示などで公表している
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
その他
公表していない
不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。

例：（その他）○○課が発信しているメールマガジン、（公表していない）計画期間が経過しているため

**Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-2. 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について

(1). 最新の実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出削減目標等及び  
及び直近の温室効果ガス総排出量等をそれぞれ御記入ください。※基準年度・目標年度及びそれぞれの総排出量は必ず回答してください。  
もし、貴団体の計画で、これらの設定が無い場合には、「-」（半角のマイナス）をご記入ください。※温室効果ガス総排出量の単位は「t-CO<sub>2</sub>/年」です。実行計画で「kg-CO<sub>2</sub>/年」を単位としている場合は、1000で割って「t-CO<sub>2</sub>/年」に変換してお答えください。また、小数点以下は四捨五入して「整数」でお答えください。

※削減率はプラスの値で入力してください。もし、排出量が増加した場合はマイナスの値を入力してください。

なお、削減率は「小数第2位まで」でお答えください。

※「基準年度からの削減率」の計算方法は、「（各年度の排出量－基準年度の排出量）÷基準年度の排出量」です。

※基準年度・目標年度及び直近の点検年度は西暦でご記入ください。

	基準年度		目標年度		直近の点検年度	
	西暦	年度	西暦	年度	西暦	年度
温室効果ガス 総排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)						
基準年度からの 削減率 (%)			%		%	

基準年度及び目標年度の温室効果ガス総排出量や削減目標等に変更があった場合はその概要を御記入ください。

※「変更があった場合」とは、例えば、実行計画の改定には至らないものの、地球温暖化係数の改定等に伴い、

基準年度の温室効果ガス総排出量等をさかのぼって修正した場合などを指します。

**Q1-1(1)で、「3」「4」のいずれかを選択した方**

Q1-2. 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について

- (2). 既存の行政計画について、実行計画（事務事業編）との調和・連携又は統合の状況として、当てはまるものをお選びください。  
 (Oは一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1~4のうち当てはまるものに○印 (一つ)

条例の名称	1. 調和・連携している	2. 統合している	3. 調和・連携も統合もしていない	4. 不明
総合計画				
環境基本計画				
公共施設等総合管理計画				
(一般、産業) 廃棄物処理計画				
その他				

「その他」について、「1. 調和・連携している」「2. 統合している」と回答した場合、  
調和・連携又は統合している計画の名称を具体的に御記入ください。

**Q1-1(1)で、「3」「4」のいずれかを選択した方**

Q1-3. 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組みについて

- (1). 認証取得の有無に関わらず、導入している環境関連マネジメントシステムについて、  
 当てはまるものを全てお選びください。  (Oはいくつでも)

↓○印 (複数可)

エネルギー・マネジメントシステムISO50001
環境マネジメントシステムISO14001
エコアクション21
独自の環境マネジメントシステム
その他
導入していない
不明

「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容を具体的に御記入ください。

- (2). 実行計画（事務事業編）の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものについて、  
 当てはまるものを全てお選びください。  (Oはいくつでも)

※但し、既に実行計画（事務事業編）の計画期間を経過している場合は、「取り組んでいない」を選択してください。

↓○印 (複数可)

全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
全職員への計画内容の周知
職員研修
取組点検に対する監査
取組の自己評価
進行管理の仕組みの見直し・改善
その他
取り組んでいない
不明

- (3). 実行計画（事務事業編）の進捗状況を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください。  
 (Oはいくつでも)

↓○印 (複数可)

地方公共団体実行計画協議会
地球温暖化対策地域協議会
環境審議会
関係各課等で構成される府内組織
その他
協議・審議する場はない
不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例：府外の関係者を含むメンバーで構成される委員会

**全団体が御回答ください。**

Q1-4. 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

- (1). 再生可能エネルギーの導入に取り組んでいますか。下の選択肢の中からお選びください。  
 (Oは一つだけ)

※貴団体の事務事業において再生可能エネルギー設備を導入している場合はすべて  
 (自家消費している場合も、外部に販売している場合も) 「取り組んでいる」とお答えください。

↓○印 (1つ)

1. 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる
2. 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる
3. 再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない
4. 施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）
5. 上記に該当するものはない
6. 不明

**用語****●「調和・連携」とは**

実行計画（事務事業編）が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画（事務事業編）の目的や措置について、関連する他分野の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

**●「統合」とは**

実行計画（事務事業編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

**用語****●エネルギー・マネジメントシステムISO50001**

組織活動において使用するエネルギー量を管理・改善するためには、エネルギー方針・目的・目標を設定し、これらをPDCAのマネジメントシステムで継続的に改善するための要求事項を定めた国際規格

**●環境マネジメントシステムISO14001**

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑制することを目的に定められた環境に関する国際規格

**●エコアクション21**

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、環境への取組を効果的・効率的に行うマネジメントシステムとして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度

**用語****●「再生可能エネルギー」とは**

エネルギー資源を繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO2をほとんど排出しないエネルギーで、具体的には太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等を指します。

**Q1-4(1)で1を回答した方**

Q1-4. 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

(2). ①実行計画（事務事業編）に位置付けている部分の概要を記載ください。

（定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む）

例) 公共施設への○○エネルギー導入によって、▲▲年比■%削減を目標とする

(2). ②実行計画（事務事業編）において設定している再生可能エネルギー導入量目標（エネルギー供給量、設備容量、発電電力量）について、当てはまるものをお答えください。 **(○は一つだけ)**

↓○印 (1つ)

1. エネルギー供給量 (k1)
2. 設備容量 (kW)
3. 発電電力量 (kWh)
4. 発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 (%)
5. その他（具体的に： ）
6. 設定していない

**Q1-4(2)①②で1~5を回答した方**

(2). ③実行計画（事務事業編）において再生可能エネルギー導入量目標（エネルギー供給量、設備容量、発電電力量）を設定している場合は、目標年度値、直近の算定値を御記入ください。

※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。

※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。

※目標年度、直近の点検年度については、西暦で御記入ください。

	目標年度	直近の点検年度
	西暦 ( ) 年度	西暦 ( ) 年度
再生可能エネルギー導入量		

(2). ④再生可能エネルギー導入量の計測方法について、当てはまるものをお答えください。 **(○はいくつでも)**

↓○印 (複数可)

1. 平成28年度データ版自治体排出量カルテの活用
2. ツールを活用した現況推計の実施
3. 全量調査の実施
4. 外部団体への委託
5. その他（具体的に： ）

**Q1-4(1)で、「1」「2」のいずれかを選択した方**

Q1-4. 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

(3). 下表の再生可能エネルギーの導入に向けた取組について、取組状況を取組ごとにお選びください。

また、「取り組んでいる」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

**(○はいずれか一つだけ)**

↓○印 (いずれか一つ)

取組	取り組んでいる	取り組んでいない	具体的な取組内容
再エネ設備を持ち、自家消費している			
再エネ設備を持ち、地域に供給している			
再エネ設備を持ち、FITやエネルギー事業者に販売している			
再エネ設備を持ち、Jクレジット等の証書で販売している			
再エネ由来の電気・熱を購入している			
グリーン電力証書を購入している			
ESCO・リース契約・RE100などの電力契約を行っている			
その他			

全団体が御回答ください。

Q1-5. 事務事業に関する吸収源対策の取組状況

(1) 下表の吸収源対策の取組状況について、選択肢の中から対策ごとに一つお選びください。

(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

11~4のうち当てはまるものに○印 (一つ)

取組	1. 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
森林吸収源対策				
農地土壤炭素吸収源対策				
都市緑化等の推進				
その他				

「その他」について、「1. 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」

「2. 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

用語

●環境配慮契約法に基づく  
環境配慮契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。  
環境配慮契約法における対象契約は「電力の購入」、「自動車の調達」、「船舶の調達」、「ESCO事業」、「建築設計」、「産業廃棄物の処理」の6契約。

●グリーン購入法に基づく環  
境物品等の調達

グリーン購入法において対象とされている環境物品は紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務等19品267品。  
(詳細は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を参照)

●BAT (Best Available

(2). 実行計画（事務事業編）に位置付けている部分の概要を記載ください。

(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む) 例) 森林吸収源対策として、○○年度までに△△haの間伐を実施する 等

(3). 地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況について、当てはまるものをそれぞれ一つお選びください。

(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

11~4のうち当てはまるものに○印 (一つ)

取組	1. 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進				
グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進				
公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備				
BATの積極的な導入				
リース契約・RE100などの電力契約				
その他				

「その他」について、「1. 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」

「2. 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

全団体が御回答ください。

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

【実行計画（事務事業編）における個別措置の実施状況】

(1) 温室効果ガス削減に向けた、施設・設備の所管部局が実施している温室効果ガス削減に向けた措置（対策・施策）、措置の点検・評価状況について、事務局で把握していますか。 (○は一つだけ)

項目	1. 把握している	2. 把握していない
ア：施設・設備の所管部局が実施している温室効果ガス削減に向けた措置		
イ：施設・設備の所管部局が実施している温室効果ガス削減に向けた措置の点検・評価状況（措置による効果計測結果含む）		

(2) 措置（対策・施策）の発案から実施に至るまでの各プロセスで、関与する主体（すべて）及びそのうち主導する主体（1つ）を教えてください。 (○はいくつでも)

↓ア. 措置（対策・施策）の検討

↓イ. 措置の具体化

↓ウ. 予算要求

回答（ア）	回答（イ）	回答（ウ）	主導出体
			1. 三役（首長含む）
			2. 議会・議員
			3. 企画部局
			4. 財政部局
			5. 環境部局
			6. 施設・設備の所管部局
			7. 庁内のその他部局
			8. 外部機関（地場事業者、域外事業者等）
			9. 不明

**Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (1). 都道府県及び市町村は、「地球温暖化対策推進法」第21条第10項に基づき、毎年、実行計画の実施状況を公表しなければならないとされています。  
実行計画（事務事業編）における実施状況の点検のタイミングについて、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

※実行計画（事務事業編）における実施状況には、温室効果ガス総排出量を含みます。

※既に実行計画（事務事業編）の計画期間を経過している場合は、「点検していない」をお選びください。

↓○印 (1つ)

1. 每月一回のペースで点検している
2. 四半期に一回のペースで点検している
3. 半年に一回のペースで点検している
4. 毎年一回のペースで点検している
5. 毎年ではないが点検している
6. 点検していない
7. その他
8. 不明

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (2). 実行計画（事務事業編）における点検の対象について、当てはまるものを全てお選びください。  
(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）
部局・課室単位の温室効果ガス排出量
施設管理者単位の温室効果ガス排出量
建物単位の温室効果ガス排出量
実行計画（事務事業編）に定めた取組項目
ベンチマーク指標との比較
排出量が増減した理由
増減した場合の対応策
その他
不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (3). ①実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量（又は、エネルギー使用量など）の集計方法について、  
当てはまるものを全てお選びください。  
(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)
かんたん算定シート (Ver. 4. 1)
独自開発の情報システムを利用
既存のパッケージソフトを利用
クラウド等の外部サービスを利用
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計
独自様式の紙媒体により集計
環境省の支援ツールにより集計
外部業者への委託により集計
その他
不明

「既存のパッケージソフト」について、提供者・名称を具体的に御記入ください。

システム提供者	システム名

「クラウド等の外部サービス」について、提供者・名称を具体的に御記入ください。

サービス提供者	サービス名

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (3). ②直近の実行計画の策定時、及び最新の点検時において、温室効果ガスの排出量算定  
に用いている排出係数の年度を西暦で御記入ください。  
※N年度の温室効果ガスの排出量算定に用いる排出係数はN+1年度に公表されます。  
この場合は算定対象となるN年度を御回答ください。

1. 策定時

西暦  年

2. 最新の点検時

西暦  年

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (3). ③実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、「施設」に係る  
エネルギー消費量等の情報を、どのような単位で収集して（入力してもらって）いますか。  
※部局・課室毎に情報収集単位が異なる場合は、あてはまるものを全てお選びください。  
**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

1. 建屋別	
2. 施設別	
3. 施設種類別	
4. 部局・課室別	
5. その他	具体的に： ( )

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (3). ④実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、「自動車」に係る  
エネルギー消費量等の情報を、どのような単位で収集していますか。  
※部局・課室毎に情報収集単位が異なる場合は、あてはまるものを全てお選びください。  
**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

1. 自動車別	
2. 車種別	
3. 部局・課室別	
4. その他	
5. その他	具体的に： ( )

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (3). ⑤実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、  
エネルギー消費量等の情報を、どのような時間単位で収集していますか。  
※部局・課室毎に情報収集単位が異なる場合は、あてはまるものを全てお選びください。  
**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

1. 月ごと	
2. 四半期ごと	
3. 半年ごと	
4. 1年で一括	
5. その他	具体的に： ( )

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (3). ⑥実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、  
エネルギー消費量とあわせて収集している情報があれば、あてはまるものを全てお選びください。  
※部局・課室毎に情報収集単位が異なる場合は、あてはまるものを全てお選びください。  
※エネルギー消費量とあわせて収集している情報がない場合は空欄で結構です。  
**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

1. リサイクルの実施状況に関する情報（リサイクル量、リサイクル率、資源物の購入量等）
2. グリーン購入実績（紙、トイレットペーパー、コピー機、パソコン等の購入量・割合）
3. 水道使用量
4. 用紙購入量
5. 燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金
6. その他
7. 特になし

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (4). **実行計画（事務事業編）の推進過程で困っていること**について、当てはまるものを全てお選びください。  
**(○はいくつでも)**

↓○印（複数可）

財源が不足している
人員が不足している
他の部局・課室の協力が得られにくい
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
最新の技術情報や知見が不足している
措置の効果の見積もりや評価が難しい
有望な措置が見つからない
補助金など弹力的な運用ができない
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている
地球温暖化対策の優先度が低い
温室効果ガス排出量の算定方法が分からぬ
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる
その他
特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

(5). 実行計画（事務事業編）における点検結果・評価の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

ホームページで公表している
広報誌で公表している
環境報告書、環境白書等で公表している
専用の冊子等を作成し公表している
環境審議会で公表している
議会報告で公表している
記者発表をしている
イベント展示などで公表している
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
その他
公表していない
不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。

例：（その他）○○課が発信しているメールマガジン、（公表していない）計画期間が経過しているため

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

(6). 実行計画（事務事業編）における温室効果ガス総排出量や対策効果等の点検結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。

当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

国内機関（国や都道府県など）へ報告している
国外機関へ報告している
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している
審議会・委員会への報告資料としている
排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている
設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている
職員の省エネ意識の向上に活用している
その他
活用していない
不明

「国内機関へ報告している」を選択した場合、その**国内機関名称**を記載ください。

「国外機関へ報告している」を選択した場合、その**国外機関名称**を記載ください。

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

(7). ①実行計画（事務事業編）における直近の進捗状況を担当部局としてどのように評価していますか。

下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印（1つ）

- 1.目標達成に向けて、順調に進んでいる
- 2.目標達成が困難な状況である
- 3.評価していない
- 4.上記に該当するものはない

上記を選択した理由や状況評価等について補足がある場合には御記入ください。

**Q1-7(7)①で1を選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (7). ②実行計画（事務事業編）の直近の進捗評価結果について、「1.目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した状況に至った主な要因として考えられることについて当てはまるものを全てお選びください。
- (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

1. 工場・事業所における省エネルギーの進展
2. 自動車等の低炭素化の進展
3. 再生可能エネルギーの導入の拡大
4. 家庭部門における省エネルギー・節電の定着
5. 自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
6. 市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）
7. その他（具体的に：）
8. 不明

**Q1-7(7)①で2を選択した方**

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (7). ②実行計画（事務事業編）の直近の進捗評価結果について、「2.目標達成が困難な状況である」と回答した状況に至った主な要因として考えられることについて当てはまるものを全てお選びください。
- (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

1. 電力排出係数の悪化
2. 激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響
3. 市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）
4. 普及啓発の停滞
5. 対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退
6. その他（具体的に：）
7. 不明

**全団体が御回答ください。**

Q1-8. 実行計画（事務事業編）の見直しについて

- (1). 地方公共団体の実行計画は、政府の「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされています。**最新の「地球温暖化対策計画」は2016年5月13日に閣議決定されました。これを受けた実行計画（事務事業編）の策定・改定の状況について、下の選択肢の中からお選びください。**
- (○は一つだけ)

↓○印（1つ）

1. 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である
2. 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を改定を行う予定である (又は検討中である)
3. 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
4. 既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
5. 過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している
6. 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）

**上記Q1-8 (1) で、「1」～「5」のいずれかを選択した方**

策定・改定の年度（予定を含む）を御記入ください。

西暦  年度 ←**Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-8. 実行計画（事務事業編）の見直しについて

- (2). **実行計画（事務事業編）の直近の中間見直し（計画期間の中間年度等における、一部又は全部の改定を視野に入れた全面的な進捗評価）の予定について、下の選択肢の中からお選びください。**
- (○は一つだけ)

↓○印（1つ）

1. 予定がある
2. 予定がない
3. 不明

**上記Q1-8 (2) で、「1」を選択した方**

見直し予定の年度を御記入ください。

西暦  年度 ←

**Q1-8(2)で、「1」を選択した方**

Q1-8. 実行計画（事務事業編）の見直しについて  
 (3). 実行計画（事務事業編）における中間見直しの対象について、それぞれ一つずつ選択肢の中からお選びください。  
 (○は一つだけ)

↓1~3のうち当てはまるものに○印（一つ）

対象	1. 対象としている	2. 対象としていない	3. 不明
目標 (温室効果ガス総排出量の削減目標など)			
取組 (再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など)			
管理 (進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など)			

**都道府県の御担当者の方**

Q1-9. 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものについて

- (1). 政府の「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）において、地方公共団体の基本的役割として定められている  
 「特に都道府県に期待される事項」のうち、取り組んでいるものを全てお選びください。  
 (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

管内の市町村における取組の優良事例の情報収集
管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）
取り組んでいない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**Q1-9(1)で、「取り組んでいない」を選択した方**

- (2). 市町村に対する支援を行っていない理由を教えてください。  
 (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

日常業務で忙しく、時間をとことができない
知識・情報が足りない
問合せに対応する人材が明確になっていない
市町村のニーズが分からぬ（何をやつたらよいか分からぬ）
その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**都道府県、市町村（特別区含む。）の全団体が御回答ください。**

Q1-10. 算定対象となる施設の把握に関して

- (1). 実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施に当たり、「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータを活用していますか。  
 または、活用したいと考えていますか。  
 (○は一つだけ)

↓○印（1つ）

1. 「公共施設等総合管理計画」を知らない
2. 活用している
3. 活用したいと考えているが現状は活用していない
4. 活用することを考えていない
5. その他のデータを活用している
6. 上記に該当するものはない
7. 不明

**解説**

- 「3.活用したいと考えているが現状は活用していない」  
 過去に一度も実行計画を策定したことない、もしくは既に計画期間を経過していても、実行計画の策定に当たり活用したいと考えている場合は、この選択肢を選んでください。

「その他のデータ」の内容を具体的に御記入ください。

**Q1-10(1)で、「3」又は「4」を選択した方**

Q1-10. 算定対象となる施設の把握に関して

- (2). 前設問で3又は4と回答いただいた方にお伺いします。  
 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータを活用されていない理由について  
 当てはまるものをお選びください。  
 (○は一つだけ)

↓○印（1つ）

1. 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため
2. これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため
3. その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため
4. 計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため
5. 実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから
6. その他
7. 不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-10. 算定対象となる施設の把握に関して

(3). 貴団体では、所有する公共施設の建屋単位の情報を一元化した建物台帳を作成していますか。

(○は一つだけ)

※建物台帳、設備台帳を公有財産台帳とは別に作成していない場合でも、公有財産台帳で

個々の建物や設備の情報を管理している場合、「作成している」と御回答ください。

※「公共施設」については、建物のみで、道路等のインフラ施設は対象外とします。

↓○印 (1つ)

1. 全ての施設を対象にした建物台帳を作成している
2. 一部の施設を対象にした建物台帳を作成している
3. 建物台帳は作成していない
4. 不明

(4). 貴団体では、所有する公共施設に設置されている設備の情報を一元化した設備台帳を作成していますか。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 全ての施設を対象にした設備台帳を作成している
2. 一部の施設を対象にした設備台帳を作成している
3. 設備台帳は作成していない
4. 不明

(5). 貴団体では、公共施設等総合管理計画の運用に際し、どのようなシステム（又はソフトウェア）を活用していますか。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. (一財) 建築保全センターが提供している「BIMMS（保全マネジメントシステム）」
2. 民間企業が提供している汎用的なソフトウェア
3. 独自に開発したシステム
4. Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）
5. その他
6. 不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。



**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q1-11. 貴団体で策定する地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設について

(2). 上記の対象施設分類で「2：対象外」又は「3：一部対象外」を選択した施設等がある場合、

対象としていない主な理由として当てはまるものを全てお選びください。

「2：対象外」又は「3：一部対象外」を選択した施設がない場合は空欄で結構です。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

管理委託をしているため
指定管理をしているため
PFI (Private Finance Initiative) で運営しているため
街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため
光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため
公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため
基準年度以降に新設された施設等のため
合併前の団体の施設等のため
建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため
その他
不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 他部局との連携が図られていない。知見のある職員が配属されていない。 等

**部道府県、市町村(特別区を含む)の企団体が回答ください。**

Q1-12.

1. 本表において、再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備を導入している施設があれば、該当する施設に○印をお願いします。  
施設を複数所有している場合、該当する施設が1つでもあれば○印をお願いします。  
また、導入している施設については、導入施設についてもお答えください。(導入していない場合は空欄で構いません)  
(○はいくつでも)

**電気系**

\*エネルギーを自家消費している場合も、外間に販売している場合もどちらも含みます。

主な施設		再生可能・未利用エネルギー活用状況 : 電気系													
大分類	中分類	太陽光発電		風力発電		水力発電		地熱発電		バイオマス発電		廃棄物発電		その他発電	
		活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数
市民文化系施設	集会施設														
	文化施設														
社会教育系施設	図書館														
	博物館等														
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設														
	レクリエーション施設・観光施設														
	保養施設														
	産業系施設														
	商業施設														
産業系施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	商店施設														
	水産施設														
	林業施設														
学校教育系施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	小学校														
	中学校														
	高等学校														
	大学														
	その他学校														
	その他教育施設														
子育て支援施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	保育所														
	幼稚園														
保健・福祉施設 (今年度に比べ、分額を縮小しています)	病院・医療施設														
	福祉施設														
	保健施設														
医療施設	医療施設														
行政系施設	庁舎														
	消防施設														
	警察施設														
	防災・治水施設														
公園	公園														
	廃棄物処理施設														
供給処理施設	水道施設														
	下水道施設														
	その他供給施設														
交通施設	鉄道・バス施設														
	港湾施設														
	空港施設														
その他施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	火葬場・斎場・墓地														
	公営競技場														
	市場・上場場														
	その他施設														
施設以外でエネルギーを消費する設備等 (今年度に比べ、分額を見直しています)	街路灯														
	自動車														
	船舶														
	飛行機・ヘリコプター														

**用語**

●「バイオマス発電」とは

ここで「バイオマス」は次のものとします。

→メタン発酵ガス（下水汚泥・家庭廃棄・食品残さ由来のメタンガスなどバイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス（間伐材、主伐材など）、一般木材バイオマス（原木枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液。いわゆる「ごみ発電」も該当します。）

●「廃棄物発電」とは

ここで「廃棄物」は次のものとします。

→建設資材廃棄物（建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材）、一般廃棄物・その他バイオマス（原木枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液。いわゆる「ごみ発電」も該当します。）

なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のない伐木材及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するものとします。

**熱系**

\*エネルギーを自家消費している場合も、外間に販売している場合もどちらも含みます。

主な施設		再生可能・未利用エネルギー活用状況 : 热系													
大分類	中分類	太陽熱利用		地中熱利用		雪氷熱利用		バイオマス熱利		廃棄物熱利		風热水利		温湿度	
		活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数
市民文化系施設	集会施設														
	文化施設														
社会教育系施設	図書館														
	博物館等														
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設														
	レクリエーション施設・観光施設														
	保養施設														
	産業系施設														
	商業施設														
産業系施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	商店施設														
	水産施設														
	林業施設														
学校教育系施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	小学校														
	中学校														
	高等学校														
	大学														
	その他学校														
子育て支援施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	保育所														
	幼稚園														
保健・福祉施設 (今年度に比べ、分額を縮小しています)	病院・医療施設														
	福祉施設														
	保健施設														
医療施設	医療施設														
行政系施設	庁舎														
	消防施設														
	警察施設														
	防災・治水施設														
公園	公園														
	廃棄物処理施設														
供給処理施設	水道施設														
	下水道施設														
	その他供給施設														
交通施設	鉄道・バス施設														
	港湾施設														
	空港施設														
その他施設 (今年度に比べ、分額が縮小くなっています)	火葬場・斎場・墓地														
	公営競技場														
	市場・畜場														
	その他施設														
施設以外でエネルギーを消費する設備等 (今年度に比べ、分額を見直しています)	街路灯														
	自動車														
	船舶														
	飛行機・ヘリコプター														

**用語**

●「バイオマス発電」とは

ここで「バイオマス」は次のものとします。

→メタン発酵ガス（下水汚泥・家庭廃棄・食品残さ由来のメタンガスなどバイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス（間伐材、主伐材など）、一般木材バイオマス（廃作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む）。製材端材、輸入材、バーム脚子板、バームトランク、もみ版、福わらなど

●「廃棄物」とは

ここで「廃棄物」は次のものとします。

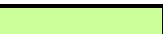
→建設資材廃棄物（建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材）、一般廃棄物・その他バイオマス（原木枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液。いわゆる「ごみ発電」も該当します。）

なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のない伐木材及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するものとします。

**Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q1-12.

- (2) 貴団体で策定する地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設のうち、避難所・緊急避難場所として指定されている防災拠点施設数をお答えください。また、防災拠点（避難所・避難場所）のうち、防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等自律分散型エネルギー設備を導入している施設数をお答えください。**(○はいくつでも)**

防災拠点数: 

自律分散型エネルギー設備導入数: 

**【参考】**

自立・分散型エネルギー設備	導入例
防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム	<ul style="list-style-type: none"><li>学校や体育館、公民館等への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備と蓄電池の導入</li><li>避難施設や福祉施設等へのバイオマスボイラー設備の導入</li><li>庁舎や行政機関施設、医療機関等への都市ガスやLPガス等を用いたコジェネレーションシステムの導入</li></ul>
附帯設備	<ul style="list-style-type: none"><li>自営線</li><li>高効率機器（空調・照明）等の導入</li><li>断熱材等</li></ul>

**全団体が御回答ください。**

Q1-13. 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組

- (1). ①下表の温室効果ガス削減に向けた取組について、貴団体で現在実施している取組を全てお選びください。  
また、「その他」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。 (〇はいくつでも)

②下表の温室効果ガス削減に向けた取組について、貴団体で現在実施している取組について**最も力を入れている**  
**温室効果ガス削減に向けた取組**を一つ選択してください。 (〇は一つだけ)

③下表の温室効果ガス削減に向けた取組について、**貴団体で実施したい（今後力を入れていきたい）取組**を全てお選びください。  
また、「その他」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。 (〇はいくつでも)

↓①（貴団体で現在実施している取組を全て選択） (〇はいくつでも)

↓②（最も力を入れている取組を一つ選択） (〇は一つだけ)

↓③（貴団体で実施したい（今後力を入れていきたい）取組を全て選択） (〇はいくつでも)

回答 (①)	回答 (②)	回答 (③)	温室効果ガス削減に向けた取組の例	
建築物全般			再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用	
			省エネ基準に適合した建築物の新築	
			既存建築物の断熱改修	
			高効率照明・LEDの導入	
			高効率空調の導入	
			高効率ボイラーの導入	
			高効率給湯器の導入（エコキュート、エコジョーズ等）	
			その他高効率な省エネルギー機器の導入	
			コージェネレーションの導入（熱源より電力と熱を生産し供給するシステム。エナファーム、エコヴィル等）	
			BEMS・スマートメーターを活用したエネルギー管理の導入	
			ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現	
			屋上・壁面の緑化	
			省エネ診断・コミッショニングの実施	
			ESCO事業	
			エネルギーの面的利用	
			省エネルギーを目的とした設備運用（指針の策定を含む）	
			環境に配慮した調達（省CO2電力入札等）	
廃棄物処理			PFI事業者・指定管理者に対する温室効果ガス排出量削減の要請	
			3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による廃棄物焼却量の削減	
			資源化や中間処理への移行による直接埋立量の削減	
			破碎設備の導入による燃焼の安定化・効率化	
			自動燃焼制御システムの導入による燃焼の安定化	
			風煙道における流速適正化、ろ過式集塵装置による通風抵抗低減による電力消費量の削減	
			高温高压ボイラーの導入による排熱のエネルギー利用の増大	
水道			廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	
			最終処分場における準好気性埋立構造の採用	
			ポンプ設備におけるインバータ等を利用した回転速度制御システムの導入	
			送水・配水施設における末端圧制御・送水系統の流量制御等によるポンプ制御の適正化	
			管路の残存圧力を利用した導水・送水・配水等への小水力発電設備の導入	
			高度浄水処理における排臭ゾン処理装置の熱回収	
			取水・導水・送水・配水工程等における自然流下系統の有効利用	
下水道			配水管のダクタイル管への取替による漏水防止	
			処理場への流入水量の抑制	
			微細泡散気装置等の導入による酸素移動効率の向上、微細泡散気装置及び送風機の組合せによる送風量の適正化	
			高効率反応タンク攪拌機の導入	
			処理設備の運転の効率化・適正化	
			下水熱を熱源としてヒートポンプ等により熱エネルギーを回収する設備の導入	
			未利用ガスを熱エネルギーや発電に利用する設備の導入	
公共交通・公用車			汚泥焼却施設における高温燃焼設備・汚泥固形燃料化技術の導入	
			終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない水処理技術等の採用	
			省エネ型浄化槽の導入・取替	
			燃費性能の優れた車種の導入	
			次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の導入	
その他			エコドライブ（排出削減に資する運転・操縦）の推進	
			【公共交通】旅客を乗せないで走行する距離の削減	
			【公用車】使用の抑制、相乗りの推進	
			その他 <b>具体的に:( )</b>	

(2). 上記Q1-13 (1) ②で選択された、最も力を入れている温室効果ガス削減に向けた取組について、その**具体的な内容**を御記入ください。

--

**全団体が御回答ください。**

Q1-14. 職員に対する取組に関して

(1). 職員に対する温室効果ガス削減に向けた普及啓発等として、力を入れている取組をお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

1. 職員研修の実施
2. 内部監査員の養成
3. 体験型研修等の実施
4. 庁内LANを活用した情報提供
5. e-ラーニングを活用した自主学習の推進
6. 計画書、概要版の発行
7. 職員だよりの発行
8. 館内放送の活用
9. ポスターの活用
10. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

(2). (1) のうち、最も効果的と考える取組をお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 職員研修の実施
2. 内部監査員の養成
3. 体験型研修等の実施
4. 庁内LANを活用した情報提供
5. e-ラーニングを活用した自主学習の推進
6. 計画書、概要版の発行
7. 職員だよりの発行
8. 館内放送の活用
9. ポスターの活用
10. その他
11. 特になし

(3). 上記 (1) で選択した取組の職員による自主的な行動への効果について当てはまるものをお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 職員の自主的な行動に繋がっている
2. 職員の自主的な行動は限定的である
3. 職員の自主的な行動に繋がっているとはいえない
4. 不明

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体がお読みください。**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

**<※重要なお知らせ>**

地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「実行計画（区域施策編）」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第3項に基づき、**全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付け**られています。

また、政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）において、**その他の市町村についても策定に努めることが求められています。**

**○「実行計画（区域施策編）」とは**

本調査でいう「実行計画（区域施策編）」とは、地球温暖化対策推進法第21条第3項で規定されている計画です。

都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、これを策定することが義務とされています。

**●【実行計画（区域施策）の策定において満たすべき条件】（法律第21条第3項の抜粋）**

・施策に関する事項として以下の4項目を定めること。

1. 「太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進」
  2. 「区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進」
  3. 「都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善」
  4. 「循環型社会の形成」・都市計画、農業振興地域整備計画、その他の計画との調和を図り、連携すること。
- ・指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は都道府県等の実行計画と整合性を図ること。
- ・計画策定にあたって、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くこと。
- また、住民その他利害関係者の意見を反映させるための処置を講じること。
- ・計画を策定したときには、延滞なく、公表すること。
- ・毎年一回、計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表すること。

**○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）**

（地方公共団体実行計画等）

**第21条 1・2（略）**

3 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行ための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものを利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

**○地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（抜粋）**

（市に関する規定の適用）

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2.「地方公共団体の基本的役割

（1）地域の自然的・社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

（1）**2020年10月1日現在の実行計画（区域施策編）**に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

**（〇は一つだけ）**

※実行計画（区域施策編）を他団体と共同で策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。

※改定時期が未定な場合や、改定時期が2020年度以降の場合でも、改定する予定があれば「改定する予定がある」をお選びください。

※改定すると思われるが、改訂年度が未定の場合は、「予定あり」を選択し、改定予定年度については空欄としてください。

※策定・改定を予定している年度は西暦でご記入ください。

↓〇印（1つ）

1. 過去に一度も策定したことなく、2020年10月1日以降も策定する予定はない
2. 過去に一度も策定したことないが、2020年10月1日以降に策定する予定がある
3. 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない
4. 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある
5. 既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない
6. 既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある

**Q2-1（1）で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方**

策定・改定を予定している年度を御記入ください。

西暦  年度

**Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

(2). **2019年10月1日現在の実行計画（区域施策編）の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください。**

（改定した場合は、最新の実行計画（区域施策編）について御記入ください。）

※当初策定年度、最終改定年度は西暦でご記入ください。

当初策定年度	計画期間
西暦 年度	年間

【※改定した場合のみ記入】

最終改定年度	計画期間
西暦 年度	年間

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。

例えば、開始年度が2010年度、目標年度が2015年度の場合は「6年間」とご回答ください。

**最新の実行計画（区域施策編）の名称**を御記入ください。

**Q2-1(1)で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

(3). **実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由**について、当ではまるものを全てお選びください。  
（○はいくつでも）

↓○印（複数可）

計画を策定・改定するための人員が不足しているため
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため
他の部局・課室の協力が得られにくいため
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため
最新の技術情報や知見が不足しているため
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため
有望な対策・施策が見つかっていないため
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため
地球温暖化対策の優先度が低いため
温室効果ガス排出量の算定方法が分からずいため
周辺の団体も未策定であるため
その他
上記に該当するものがない

**Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

(4). **最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったこと**について、当ではまるものを全てお選びください。  
（○はいくつでも）

↓○印（複数可）

原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である
算定・推計方法が専門的で分からずいため
計画を策定・改定するための人員が不足している
専門家の助言が必要である
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない
目標値の設定に苦慮した
その他
特に無し
不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 国の削減目標が未定だったため、算定の根拠データが古く実態に即した推計が難しい 等

(5). **最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと**について、当ではまるものを全てお選びください。  
（○はいくつでも）

↓○印（複数可）

国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討
削減目標の設定
対策・施策の検討
対策・施策の削減効果の試算
推進体制の検討・構築
その他
特に無し
不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 国や県の方針が未定だったため、整合が図りづらかった 等

**Q2-1(1)で、「2」~「6」のいずれかを選択した方**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (6). 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト。（URL；[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html)）

にて、実行計画（区域施策編）の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。

2017年3月に環境省は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。

これらのマニュアルやツール類のうち、最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用したものや、現在使用しているものについて、

当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き
【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計
【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート
【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ
【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール
【データ】自治体排出量カルテ
【ツール】「区域施策編」目標設定・進行管理支援ツール
【データ】自治体データベース
使用していない
マニュアルやツール類の存在を知らなかった
使用したかどうかが分からぬ
独自の算定ファイルを作成した
その他

2017年3月に公表された  
最新のマニュアル類

**Q2-1(6)で、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を選択した方**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (7). 実行計画（区域施策編）の策定・実施マニュアル（本編）の用途として当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

今年度策定・改定を予定しているため参考としている
来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている
区域施策編の実施に際して参考としている
その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

**都道府県及び市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (8). 「地球温暖化対策推進法」の2016年5月の改正に伴い、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されました。  
(「地球温暖化対策推進法」第21条第1項)

貴団体における実行計画（区域施策編）の**共同策定の検討状況等**について、下の選択肢の中からお選びください。

**(○は一つだけ)**

↓○印 (1つ)

1. 2019年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である
2. 2020年度中に共同した計画を策定予定である
3. 2021年度以降に共同した計画を策定予定である
4. 共同策定の予定はないが関心がある
5. 共同策定の予定がなく関心もない
6. 検討していない
7. 上記に該当するものが無い
8. 不明

**Q2-1 (8) で、「2」「3」のいずれかを選択した方**

共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

**Q2-1 (8) で、「4」を選択した方**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (8). 貴団体における実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況等について、関心がある場合は  
**共同したい相手先**について、当てはまるものを全てお選びください。  
(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

管内の市町村（特別区含む。）（都道府県の場合）
属する都道府県（市町村（特別区含む。）の場合）
近隣の市町村（特別区含む。）
その他

**Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (9). 「地球温暖化対策推進法」第21条第8項において都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていますが、  
**策定した実行計画（区域施策編）の公表方法**について、当てはまるものを全てお選びください。  
(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

ホームページで公表している
広報誌で公表している
環境報告書、環境白書等で公表している
専用の冊子等を作成し公表している
環境審議会で公表している
議会報告で公表している
記者発表をしている
イベント展示などで公表している
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
その他
公表していない
不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。

例：（その他）○○課が発信しているメールマガジン、（公表していない）計画期間が経過しているため



1. 算定・報告・公示制度による特定事業所排出量	2. 地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	3. 1, 2以外の情報	4. 分からない	5. 算定対象としていない
--------------------------	-------------------------------	--------------	----------	---------------

「3. 1, 2以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

#### Q2-1(1)で、「3」~「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (2). 実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量又は吸収源の吸収量のうち、算定対象としているかどうかについて、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

\*「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1~2のうち当てはまるものに○印 (一つ)

分野	1. 対象としている	2. 対象としていない
燃料の燃焼分野		
工業プロセス分野		
農業分野		
廃棄物分野		
代替フロン等4ガス分野		
森林等の吸収源		
その他		

#### 用語

##### 【燃料の燃焼分野】

...燃料の燃焼、自動車走行に伴うCH<sub>4</sub>,N<sub>2</sub>Oの排出

##### 【工業プロセス分野】

...工業製品の製造及び原料の使用に伴うCO<sub>2</sub>,CH<sub>4</sub>,N<sub>2</sub>Oの排出

##### 【農業分野】

...水田における耕作、耕地における肥料の使用、家畜の飼育や排泄物の管理、農業廃棄物の焼却処分に伴うCH<sub>4</sub>,N<sub>2</sub>Oの排出

##### 【廃棄物分野】

...廃棄物の焼却・埋立処分、排水処理、廃棄物燃料の使用等に伴うCO<sub>2</sub>,CH<sub>4</sub>,N<sub>2</sub>Oの排出

##### 【代替フロン等4ガス分野】

「その他」について、「1. 対象としている」と回答した場合、その内容を具体的に御記入ください。

#### Q2-1(1)で、「3」~「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (3). ①実行計画（区域施策編）における直近の目標設定の有無について、目標の種類ごとに、目標設定の有無をお選びください。

(○は一つだけ)

\*短期目標について御回答ください。ただし、短期目標を設定していない、又は短期目標期間が既に終了している場合は、中期目標と読み替えて御回答ください。

↓設定の有無について当てはまるものに○印 (一つ)

目標の種類	1. 設定している	2. 設定していない
総量目標	区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標 地球温暖化対策計画の目標を踏まえて、原則として設定	
温室効果ガス排出量 原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標	
最終エネルギー消費量目標	区域の最終エネルギー消費量の目標	
最終エネルギー消費 原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標	
再生可能エネルギー導入量目標	区域の再生可能エネルギーの導入量の目標	
部門・分野別目標	産業、業務その他部門、家庭部門、運輸部門等の部門や、工業プロセス、廃棄物等の分野における排出量目標	

#### Q2-2(3)①で、「再生可能エネルギー導入量目標」について「1」を選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (3). ②実行計画（区域施策編）において設定している再生可能エネルギー導入量目標  
(エネルギー供給量、設備容量、発電電力量)について、当てはまるものをお答えください。

(○は一つだけ)

↓○印 (一つ)

1. エネルギー供給量 (k1)
2. 設備容量 (kW)
3. 発電電力量 (kWh)
4. 発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 (%)
5. その他 (具体的に: )
6. 設定していない

**Q2-2(3)②で、1~5を選択した方**

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (3). ③実行計画（区域施策編）において再生可能エネルギー導入量目標（エネルギー供給量、設備容量、発電電力量）を設定している場合は、目標年度値、直近の算定値を御記入ください。

※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。

※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。

※目標年度、直近の点検年度については、西暦で御記入ください。

	目標年度	直近の点検年度
	西暦( )年度	西暦( )年度
再生可能エネルギー導入量		

- (3). ④再生可能エネルギー導入量の計測方法について、当てはまるものをお答えください。

(○はいくつでも)

【印】

1. 平成28年度データ版自治体排出量カルテの活用
2. ツールを活用した現況推計の実施
3. 全量調査の実施
4. 外部団体への委託
5. その他

**Q2-2(3)①で、「再生可能エネルギー導入量目標」について「2」を選択した方**

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (3). ⑤実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している場合、その計画等の名称と目標値・現状値を御記入ください。

計画等の名称 ( )

目標値 ( ) kW

現状値 ( ) kW

## Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

(4). 実行計画（区域施策編）における**温室効果ガス排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値及び直近の算定値**を御記入ください。

※下表の部門・分野の分類は、2017年3月に公表された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に準拠しています。

直近の実行計画（区域施策編）において対応する部門・分野がない場合は、空欄としてください。

※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。

※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。

※基準年度・目標年度及び直近の点検年度は西暦でご記入ください。

※**排出量の単位は「kg-CO<sub>2</sub>」ではなく「t-CO<sub>2</sub>」です。「kg-CO<sub>2</sub>」で把握されている場合は、1000で割って「t-CO<sub>2</sub>」に換算してお答え下さい。**※**排出量は四捨五入して整数でお答え下さい。**

目標		基準年度値		直近の算定値		目標年度値①		目標年度値②		目標年度値③	
基準年度・目標年度（西暦）		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
総量の実績・目標値		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
部門・分野別の実績・目標値	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	業務その他部門		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	家庭部門		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	運輸部門		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	エネルギー転換部門		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	燃料の燃焼分野		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	工業プロセス分野		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	農業分野		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	廃棄物分野		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	代替フロン等4ガス分野		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	森林等の吸収源（▲）				t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	※「森林等の吸収源」は吸収量を、それ以外は排出量を、プラスの値で記入して下さい。		t-CO <sub>2</sub>							
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	その他		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	

## Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

(5). 実行計画（区域施策編）における**部門・分野別の対策・施策の目標の設定有無**について、下の選択肢の中からお選びください。また、対策・施策の目標の**具体的な内容（補助金による再生可能エネルギー設備・機器の導入量、クールビズの実施率など）**を御記入ください。

↓設定の有無について当てはまるものに○印（一つ）

対策・施策の目標		1. 設定している	2. 設定していない	具体的な内容			
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	業務その他部門					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	家庭部門					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	運輸部門					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	エネルギー転換部門					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	燃料の燃焼分野					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	工業プロセス分野					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	農業分野					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	廃棄物分野					
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	代替フロン等4ガス分野					

## Q2-2(3)①の温室効果ガス排出原単位目標で「1」を選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (6). 実行計画（区域施策編）における部門・分野別の温室効果ガス排出原単位目標設定の有無について、下の選択肢の中からお選びください。  
また、その単位を御記入ください。

↓ 設定の有無について当てはまるものに○印（一つ）

温室効果ガス排出原単位目標		1. 設定している	2. 設定していない	単位	※例えば、1人あたりの温室効果ガス排出量を目標として
部門・分野別の目標  エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門				
	業務その他部門				
	家庭部門				
	運輸部門				
	エネルギー転換部門				
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外 のガス	燃料の燃焼分野				
	工業プロセス分野				
	農業分野				
	廃棄物分野				
	代替フロン等4ガス分野				

**Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

(7). 実行計画（区域施策編）の位置づけについて

① 実行計画（事務事業編）と統合していますか。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

- |                     |
|---------------------|
| 1. 統合している           |
| 2. 今後、改定時に統合を予定している |
| 3. 統合していない          |

② 実行計画（区域施策編）は、「環境基本計画」との調和・連携又は統合が図られていますか。

下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1. 環境基本計画と統合している                    |
| 2. 環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている      |
| 3. 環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている |
| 4. 環境基本計画とは連携を図っていない                |
| 5. 環境基本計画を策定していない                   |

③ 実行計画（区域施策編）とその他の行政計画（環境基本計画を除く。）との調和・連携又は統合について、

下記の行政計画ごとに該当する選択肢をお選びください。

(○はそれぞれ一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1～4のうち当てはまるものに○印 (一つ)

行政計画	1. 図られている	2. 図られていない	3. 当該計画を策定していない	4. 不明
総合計画				
「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」				
「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」				
「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」				
「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」				
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」				
公共施設等総合管理計画				
一般廃棄物処理基本計画				
環境モデル都市アクションプラン				
環境未来都市計画				
立地適正化計画				
防災計画（ハザードマップ）				
その他				

「その他」について、「1. 図られている」と回答した場合、調和・連携又は統合している計画の名称を具体的に御記入ください。

④ 他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）は、地球温暖化対策と調和・連携が図られていますか。

下の選択肢をお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

- |            |
|------------|
| 1. 図られている  |
| 2. 図られていない |
| 3. 不明      |

上記の回答のように判断する理由を御記入ください。

**Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方**

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

(8). 環境省では地域循環共生圏の考え方として以下の1～5の方向性を打ち出しています。

貴団体における実行計画（区域施策編）の中で掲げている区域の目指す将来像について、

当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

※実行計画（区域施策編）の中で掲げている将来像についてお答えください。

↓○印

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1. 自律分散型エネルギーシステムの構築                 |
| 2. 災害に強いまち                           |
| 3. 安心かつ利便性が高く、地域の魅力を引き出す交通・移動システムの構築 |
| 4. 健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現         |
| 5. 地域における多様なビジネスの創出                  |
| 6. 1～5にあてはまるものはない                    |
| 7. 設定していない                           |

**用語****●「調和・連携」とは**

実行計画（区域施策編）が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画（区域施策編）の目的や施策について、関連する他分野の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

**●「統合」とは**

実行計画（区域施策編）が他の行政計画と一緒にして策定さ

**Q2-1(1)で、「3」~「6」のいずれかを選択した方**

Q2-3. 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組みについて

- (1). 実行計画（区域施策編）の進捗管理を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください。  
 (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

地方公共団体実行計画協議会
地球温暖化対策地域協議会
環境審議会
関係各課等で構成される庁内組織
その他
協議・審議する場はない
不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

- (2). 実行計画（区域施策編）の進捗状況を協議・審議する場のメンバーについて、当てはまるものを全てお選びください。  
 (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

部局内担当者
庁内の関係部局担当者
環境審議会
関係各課等で構成される庁内組織
NPO等
住民代表
地元の企業担当者
外部の学識経験者
計画原案を委託した外部業者
その他
協議・審議する場はない
不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 他の地方公共団体職員、関係省庁職員 等

**都道府県及び市町村（特別区を含む。）の全団体が御回答ください。**

Q2-4. 区域施策に関する吸収源対策の取組状況

- (1). 下表の吸収源対策の取組状況について、選択肢の中から対策ごとに一つお選びください。

(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1~4のうち当てはまるものに○印（一つ）

取組	1. 実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
森林吸収源対策				
農地土壤炭素吸収源対策				
都市緑化等の推進				
その他				

「その他」について、「1. 実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる」

「2. 実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

#### Q2-4 (1) で、「1」を選択した取組がある場合

(2). 実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要を記載ください。

(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む) 例) 森林吸収源対策として、○○年度までに△△haの間伐を実施する 等

#### 都道府県及び市町村(特別区を含む)の全団体が御回答ください。

Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」(2016年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講すべき措置等の取組状況について

(1). 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について

① 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について、実施しているものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

※共同購入…スケールメリットで標準的な電気料金よりも安く購入すること目的に、一般家庭や個人事業主等が共同で再生可能エネルギーを購入すること。

※再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ…再生可能エネルギーの賦存量と導入ポテンシャルについて、地図情報として見ることができるマップデータ。

↓○印

1. 地元事業者、地域金融機関等を対象とするマッチングイベントを実施している
2. 地元事業者、地域金融機関に対し先行事例の経験や他地域の事例に係る知見等の提供を行っている
3. 事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している。
4. 個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している
5. 再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している
6. 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている
7. 再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている
8. 再生可能エネルギー導入のため、自治体が共同購入の取組をコーディネートしている
9. 再生可能エネルギー導入促進のための「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」等の導入ポテンシャルに関する情報提供を行っている
10. その他
11. 實施していない

(2) **事業者及び建築物**を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用状況について、当てはまるものを全てお選びください。 (○はいくつでも)

ア : 事業者について

↓○印

1. 条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している
2. 事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている
3. 条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している
4. 条例・要綱等に基づくその他の制度を導入している
5. 事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている
6. 条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している
7. 条例・要綱等に基づく地球温暖化対策計画書制度に指導・助言の仕組みを導入している
8. 条例・要綱等に基づく地球温暖化対策計画書制度に評価の仕組みを導入している
9. 省エネ法及び地球温暖化対策法の排出量算定期報制度の対象とならない中小企業に対する地球温暖化対策を推進する施策を導入している
10. 地域内の企業にRE100、SBT、TCFD等の脱炭素経営を促す施策を導入している
11. 上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある
12. 上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない

イ : 建築物について

↓○印

1. 条例・要綱等に基づく新築建築物に係る地球温暖化対策計画書制度を導入している。
2. 条例・要綱等に基づく新築建築物の地球温暖化対策の表示の義務づけ制度を導入している
3. 条例・要綱等に基づく新築建築物の一定レベルの省エネ又は再エネ導入の義務づけ制度を導入している
4. 条例・要綱等に基づく住宅・建築物の地球温暖化対策の検討の義務づけ制度を導入している
5. 既存住宅に対する省エネや再エネ導入を推進する施策を導入している。
6. 上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある
7. 上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない

#### 都道府県及び市町村(特別区を含む)の全団体が御回答ください。

Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」(2016年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講すべき措置等の取組状況について

(2). 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるものについて、

当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

1. 業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組
2. 都市のコンパクト化及びネットワーク化
3. 公共交通網の利便性の向上
4. 都市の防災拠点における省エネ・再エネ設備の導入推進
5. 地域新電力による地域の再エネ導入、利用の推進
6. スマートコミュニティの構築
7. EVの導入促進による交通の脱炭素化及び災害時のエネルギー供給の仕組み作り
8. まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進
9. 環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援
10. その他
11. 上記の中には取り組んでいるものはない

#### 用語

##### ●「CEMS」とは

「Community Energy Management System」の略。太陽光発電所や風力発電所を含む発電所での電力供給量と地域内での電力需要の管理を行うエネルギー管理システム。

**都道府県及び市町村(特別区を含む。)の全団体が御回答ください。**

Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）に基づく地方公共団体が講すべき措置等の取組状況について

(3). 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携について

- ① **他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況**について、  
下の選択肢の中からお選びください。 (○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 実施している
2. 予定があり、検討している
3. 予定がない
4. 上記に該当するものがない

**Q2-5(3)①で1を回答した方**

Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）に基づく地方公共団体が講すべき措置等の取組状況について

(3). 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携について

- ② **地球温暖化対策に資する施策や事業の検討に向けた他の地方公共団体との広域的な協調・連携**について、  
当てはまるものを全てお選びください。  
(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

1. 自然的・社会的条件の類似する地方公共団体間における連携・協調
2. 連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における連携・協調
3. 再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との連携・協調
4. 海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携・協調
5. その他（具体的に： ）

**③ 具体的な連携・協調内容**について、当てはまるものを全てお選びください。 (○はいくつでも)

※エコアクション21（環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS））を活用して、  
地域の環境負荷低減を推進したい自治体が主催するプログラム。主体となる自治体が、域内の事業者に参加を呼びかけ、  
「エコアクション21の塾」を開講し、エコアクション21の構築・運用方法を一から丁寧に指導し、  
域内の事業者のエコアクション21認証取得をサポートする。<http://ea21.jp/jichitai-initiative/>

↓○印 (複数可)

1. 情報交換会、相互の職員派遣等による知見の共有
2. 環境啓発活動（啓発イベント、ワークショップ等）の実施
3. アクションプラン、実行計画等の共同策定
4. カーボンオフセット事業の実施
5. 自治体イニシアチブ・プログラムの共同実施
6. その他（具体的に： ）

**都道府県の御担当者の方のみ御回答ください。**

Q2-6. 地方公共団体が講すべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものについて

(1). 政府の「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）において、地方公共団体の基本的役割として定められている

**「特に都道府県に期待される事項」**のうち、**取り組んでいるもの**を全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

管内の市町村における取組の優良事例の情報収集
管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等）
取り組んでいない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

（記入欄）

**Q2-6(1)で、「1」～「5」のいずれかを選択した方**

(2). **市町村に対する支援を行う際に課題**になっていることを教えてください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

日常業務で忙しく、時間をとことができない
知識・情報が足りない
問合せに対応する人材が明確になっていない
市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）
その他
特になし

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

（記入欄）

**Q2-1(1)で、「3」~「6」のいずれかを選択した方**

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

- (1). 「地球温暖化対策推進法」第21条第10項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないとされています。  
**実行計画（区域施策編）策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握などについて、**  
 下の選択肢の中からお選びください。

**(○は一つだけ)**

↓○印 (1つ)

1. 每年実施している
2. 每年ではないが、定期的に実施している
3. 今後実施することを検討している
4. 実施しておらず、今後実施する予定もない
5. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**Q2-7(1)で、「1」又は「2」のいずれかを選択した方**

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

- (2). **実行計画（区域施策編）の進捗評価の対象**について、当てはまるものを全てお選びください。  
**(○はいくつでも)**

↓○印 (複数可)

区域内の温室効果ガス排出量の変化
設定した目標の達成状況
対策・施策の進捗状況等
その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

- (3). **実行計画（区域施策編）の進捗評価結果の公表方法**について、当てはまるものを全てお選びください。  
**(○はいくつでも)**

↓○印 (複数可)

ホームページで公表している
広報誌で公表している
環境報告書、環境白書等で公表している
専用の冊子等を作成し公表している
環境審議会で公表している
議会報告で公表している
記者発表をしている
イベント展示などで公表している
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
その他
公表していない
不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく御記入ください。

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。  
 例：(その他) ○○課が発信しているメールマガジン、(公表していない) 計画期間が経過しているため

- (4). **実行計画（区域施策編）の進捗評価結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。**  
 当てはまるものを全てお選びください。  
**(○はいくつでも)**

↓○印 (複数可)

国内機関（国や都道府県など）へ報告している
海外機関へ報告している
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
子どもへの環境教育材料として学校等に配布している
審議会・委員会への報告資料としている
排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている
その他方途に活用している
活用していない
不明

「国内機関へ報告している」を選択した場合、その機関名称を御記入ください。

国内機関名称1
国内機関名称2

「海外機関へ報告している」を選択した場合、その機関名称を御記入ください。

海外機関名称1
海外機関名称2

「その他の方途」の具体的な内容を御記入ください。


(5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。

① 評価を下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

- 1. 目標達成に向けて、順調に進んでいる
- 2. 目標達成が困難な状況である
- 3. 評価していない

Q2-7(5) ①で「1」を選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

(5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。

② 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について、「1. 目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

- 工場・事業所における省エネルギーの進展
- 自動車等の低炭素化の進展
- 再生可能エネルギーの導入の拡大
- 家庭部門における省エネルギー・節電の定着
- 自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
- 市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）
- その他
- 不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-7(5) ①で「2」を選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

(5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。

③ 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について、「2. 目標達成が困難な状況である」と回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

- 電力排出係数の悪化
- 激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響
- 市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）
- 普及啓発の停滞
- 対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退
- その他
- 不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」~「6」のいずれかを選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

(6). 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていることについて、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

- 財源が不足している
- 人員が不足している
- 他の部局・課室の協力が得られにくい
- 事業者の理解や協力が得られにくい
- 住民に対する普及啓発が難しい
- 地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
- 最新の技術情報や知見が不足している
- 対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい
- 有望な対策・施策が見つからない
- 補助金など弾力的な運用ができない
- 激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている
- 地球温暖化対策の優先度が低い
- 温室効果ガス排出量の算定方法が分からぬ
- 対策・施策の費用対効果が低い
- その他
- 特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q2-8. 実行計画（区域施策編）の見直しについて

(1). 地方公共団体の実行計画は、政府の「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされています。

最新の「地球温暖化対策計画」は2016年5月13日に閣議決定されました。

これを受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である
2. 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）
3. 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
4. 既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
5. 過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している
6. 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）

上記Q2-8 (1) で、「1」～「6」のいずれかを選択した方

策定・改定の年度（予定を含む）を御記入ください。

西暦  年度

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-8. 実行計画（区域施策編）の見直しについて

(2). 実行計画（区域施策編）の中間見直し（計画期間の中間年度等における、一部又は全部の改定を

視野に入れた全面的な進捗評価）の予定について、

下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 予定がある
2. 予定がない
3. 不明

上記Q2-8 (2) で、「1」を選択した方

中間見直しの予定年度を御記入ください。

西暦  年度

Q2-8(2)で、「1」を選択した方

Q2-8. 実行計画（区域施策編）の見直しについて

(3). 実行計画（区域施策編）における中間見直しの対象について、それぞれ一つずつ選択肢の中からお選びください。

(○はそれぞれ一つだけ)

見直しを行う理由については具体的に御記入ください。

↓1～3のうち当てはまるものに○印 (一つ)

見直し対象	1. 対象としている	2. 対象としていない	3. 不明	見直しを行う理由
目標や対策・施策の内容				
進捗管理の仕組み				
評価結果の公表のあり方				

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-9. 区域の温室効果ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

(1). 電気事業者・ガス事業者からの区域における電力販売量（kWh）・ガス販売量などのデータの提供について、

それぞれ以下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

※主に、電力自由化が行われた2016年前後の変化についてお答えください。

【電力販売量】

↓○印 (1つ)

1. 以前から提供を受けており、現在も提供を受けている
2. 以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない
3. 以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている
4. 以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない
5. 不明

【ガス販売量】

↓○印 (1つ)

1. 以前から提供を受けており、現在も提供を受けている
2. 以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない
3. 以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている
4. 以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない
5. 不明

Q2-9(1)で、「1」又は「2」を選択した方

Q2-9. 区域の温室効果ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

(2). 電気事業者・ガス事業者からのデータの提供について「1. 以前から提供を受けしており、現在も提供を受けている」

「2. 以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない」を選択された方にお聞きします。

① 以前に提供を受けていたエネルギーデータの提供者及び対象範囲として、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量 (当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量 (当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない)
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量
【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
その他

② 以前に提供を受けていた電力量の区分として、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

※提供を受けていない場合、または、不明な場合は空欄で結構です。

↓○印 (複数可)

部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）
契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）
産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）
その他

用語

●「旧一般電気事業者」とは

下記10社を指します。

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力株式会社
- ・中部電力株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

●「旧一般電気事業者以外の電気事業者」とは

とはいわゆる新電力などを指します。

Q2-9(1)で、「1」又は「3」を選択した方

Q2-9. 区域の温室効果ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

(3). 電気事業者・ガス事業者からのデータの提供について「1. 以前から提供を受けしており、現在も提供を受けている」

「3. 以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている」を選択された方にお聞きします。

① 現在、提供を受けていたエネルギーデータの提供者及び対象範囲として、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量 (当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量 (当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない)
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量
【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
その他

② 現在、提供を受けていた電力量の区分として、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

※提供を受けていない場合、または、不明な場合は空欄で結構です。

↓○印 (複数可)

部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）
契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）
産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）
その他

用語

●「旧一般電気事業者」とは

下記10社を指します。

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力株式会社
- ・中部電力株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

●「旧一般電気事業者以外の電気事業者」とは

とはいわゆる新電力などを指します。

③ 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件として、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

貴団体による公表に当たっては、（個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように） 区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること
貴団体による公表に当たっては、（個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように） 区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること
その他の条件
何らの条件も提示されていない

### 3. その他地球温暖化対策に関する事項

**都道府県、市町村(特別区舎む)の会議体で御回答ください。**

Q3-1. 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策について

- (1) ①下表の地球温暖化対策・施策について、貴団体で現在実施している対策・施策を全てお選びください。

また、「その他」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。 (○はいくつでも)

②貴団体で、現在実施している地域の地球温暖化対策・施策について**最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策**を一つ選択してください。

(○は一つだけ)

③貴団体で、今後実施したい（今後力を入れていきたい）地球温暖化対策・施策を全てお選びください。

また、「その他」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。 (○はいくつでも)

\*以下は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第3項各号において定めるべき施策に関する事項として掲げられたものを簡潔に示しています。

\*下表における「地方公共団体が実施することが期待される施策例」とは、あくまでも「地球温暖化対策計画」別表において、国による期待・想定が示されたものです。この例示をもって、地方公共団体に対して、これらの施策を実施する法的な義務が課せられるわけではなく、必ずしも例示された全ての施策を網羅的に実施する必要はありません。また、地方公共団体の創意工夫により、例示された施策以外の施策が実施されることも、大いに歓迎されます。

↓ ○印（取り組んでいる対策・施策を全て選択） (○はいくつでも)

↓ ○印（最も力を入れている対策・施策を一つ選択） (○は一つだけ)

↓ ○印（今後実施したい対策・施策を全て選択） (○はいくつでも)

回答 (①)	回答 (②)	回答 (③)	施策カテゴリ	No.	施策概要	地方公共団体が実施することが期待される施策例
エネルギー起原二酸化炭素に関する対策・施策	省エネルギー化の推進 (家庭部門)	再生可能エネルギーの導入促進	1	再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	区域内外の事業者等に対する再生可能エネルギーの導入支援、地方公共団体の公共施設等における積極的な導入	
			2	新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発	
			3	家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	高効率給湯器・高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供	
			4	浄化槽の省エネ化	省エネ型浄化槽の設置支援、浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発	
			5	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	HEMSの普及促進及び消費者への情報提供	
		省エネルギー化の推進 (業務その他部門)	6	新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ改修	建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ建築物に係る普及啓発	
			7	業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	高効率給湯器等の高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供、グリーン購入法に基づく率的な導入の推進	
			8	冷媒管理技術の導入	フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供	
			9	トップランナーモード等による機器の省エネ性能向上	事業者・消費者への普及啓発、グリーン購入法に基づく、トップランナーモード以上のエネルギー効率の高い機器の率先的な導入	
			10	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	BEMSの率先導入・普及促進及び事業者への情報提供	
	省エネルギー化の推進 (産業部門)	11	エネルギーの面的利用の拡大	エネルギーの面的利用システムの構築支援		
		12	下水道における省エネ・創エネ対策の推進	汚泥処理設備の更新時等におけるエネルギー化技術の採用、終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない水処理技術等の採用、下水熱利用設備の導入		
		13	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	水道事業者等の省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施		
		14	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のペール化及びペール品質の向上、消費者への普及啓発・実証実験などの監査への協力		
		15	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	一般廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時における施設規模に応じた高効率発電設備の導入		
		16	産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	高効率空調・高効率産業ヒートポンプ・高効率照明、低炭素工芸炉、高効率産業モータ、高性能ボイラ、コーニングオーレーションについての導入支援や普及啓発		
		17	廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	容器包装リサイクル法に基づく自治体による容器包装プラスチックの収集量の増加		
		18	施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	省石油型・脱石油型施設園芸施設の推進、施設園芸における省エネ設備導入、省エネ農機の導入、省エネ船舶への転換に関する普及啓発		
		19	畜種間連携等の取組推進	複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進		
非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策	省エネルギー化の推進 (運輸部門)	20	次世代自動車の普及、燃費改善	次世代自動車の率先導入・普及啓発・導入支援、必要なインフラの整備		
		21	道路交通対策等の推進	交通流対策の推進、信号機の集中制御化、信号機の系統化・感応化等、信号灯器改良（LED化）		
		22	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	エコドライブの普及・啓発		
		23	公共交通機関及び自転車の利用促進	公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進、エコ通勤の普及促進		
		24	トラック輸送の効率化	トラック輸送効率化の普及啓発、車両の大型化に対応した道路整備		
		25	共同輸配送の推進	共同輸配送の普及啓発		
		26	海運グリーン化総合対策	海上貨物輸送へのモーダルシフト、エコシップマーク等に関する普及啓発		
		27	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	鉄道貨物輸送へのモーダルシフト、エコレールマーク等に関する普及啓発		
		28	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	物流ターミナル等の整備、臨港道路の整備		
		29	静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進	リサイクルポートの利活用の推進		
メタン・一酸化二窒素に関する対策・施策	混合セメントの利用拡大	30	運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	規制の特例措置を活用して事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置、周辺住民に対する周知などの環境整備		
		31	バイオマスプラスチック類の普及	リサイクル製品認定制度による混合セメントの利用拡大、建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み、混合セメントの普及拡大に資する基盤整備		
		32	廃棄物焼却量の削減	物品調達におけるバイオマスプラスチック製品の優先導入、バイオマスプラスチックの普及促進		
代替フロン等4ガスに関する対策・施策	廃プラスチック等廃棄物の排出抑制、容器包装リサイクル法による再生利用の推進	33	廃棄物焼却量の削減	廃プラスチック等廃棄物の排出抑制、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルによる再生利用の推進		
		34	水田メタン排出削減	都道府県による水田メタン排出削減に資する環境保全型農業の推進		
		35	農地における施肥に伴う一酸化二窒素の削減	土壤診断に基づく適正施肥の推進、環境保全型農業の推進		
		36	廃棄物最終処分量の削減	有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進		
		37	一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管未端を開放状態に保つことにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制		
		38	産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	事業者により設置される管理型最終処分場が準好気性を維持できるよう事業者に対して適切な指導を実施		
		39	下水污泥焼却施設における燃焼の高度化等	汚泥燃焼の高温化、汚泥焼却設備の更新時における高温燃焼設備・汚泥固形燃料化技術の導入		
温室効果ガス吸収源対策・施策	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進	40	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進	ノンフロン・低GWP指定製品の普及促進及び消費者への情報提供		
		41	業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督・普及啓発		
		42	業務用冷凍空調機器からの廃棄等のフロン類の回収の促進	都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者、充填回収業者の指導・監督・普及啓発		
		43	森林吸収源対策	健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用		
横断的の施策	「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、公共施設・インフラの緑化の推進、新たな緑化空間の創出、市民・企業・NPO等の幅広い主体による緑化の推進	44	都市緑化等の推進	「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、公共施設・インフラの緑化の推進、新たな緑化空間の創出、市民・企業・NPO等の幅広い主体による緑化の推進		
		45	J-クリケット制度の推進	クリケット創出者とし、温室効果ガスの排出削減・吸収原対策の実施地域版J-クリケット制度の運営		
		46	地球温暖化対策に係る国民運動の推進	地球温暖化対策について、住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげ、音楽啓発活動の実施（ブルーピズ・ウォームピズの実施徹底、機器の買替え・家庭エコ診断、照明の効率的利用）		
		47	エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	エコドライブ、カーシェアリングの普及啓発		
		48	その他の取組	上記1~47以外の取組、または、上記1~47に分類不能な取組、自由回答		

Q3-1(1)①で「その他」を選択した場合、「その他」の内容を具体的に御記入ください。

(2). 上記 Q3-1. (1) ②で選択された、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策について、その**具体的な内容**を御記入ください。

Q3-1(1)③で「その他」を選択した場合、「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(1). 貴団体において、気候変動の影響が懸念される分野を全て教えてください。

(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

1. 農林水産業
2. 水環境・水資源
3. 生態系
4. 自然災害
5. 健康
6. 産業・経済活動
7. 国民生活・都市生活
8. その他
9. わからない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

[REDACTED]

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(2). 気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」（以下「計画」という。）の策定状況について、当てはまるものをお選びください。

(○は一つだけ)

※「地域気候変動適応計画」について、詳しくは下記のURLの「気候変動適応法施行通知」、及び「地域気候変動適応計画策定マニュアル一 手順編一」（平成30年11月30日）をご覧下さい。環境省HP気候変動への適応 <http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>

↓○印 (1つ)

1. 既に策定している
2. これから策定する予定
3. 法には基づかないが、自主的に策定している
4. 策定する予定がない
5. わからない

**Q3-2(2)で、「1」または「2」を選択した方は、以下の①～⑥に御回答ください。**

①計画名と、策定年月又は直近の改定年月を御記入ください。

※策定（直近の改定）年度は西暦でお答えください。

計画名称： ( [REDACTED] )

策定（直近の改定）年月： ( [REDACTED] )

②気候変動適応法では、計画は単独または共同の地方公共団体で策定できることとなっていますが、どちらで策定していますか。

当てはまるものをお選びください。共同の地方公共団体で策定している場合は、地方公共団体名を御記入ください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 単独
2. 共同 (地方公共団体名： [REDACTED] )

③計画の位置付けについて、当てはまるものをお選びください。

(○は一つだけ)

1. 気候変動適応を目的とした個別の計画を策定している
2. 溫度計画（区域施設編）の中に位置付けている
3. 環境基本計画の中に位置付けている
4. 総合計画の中に位置付けている
5. その他の計画に位置付けている（計画名： [REDACTED] ）
6. 上記に該当するものはない
7. わからない

④計画の改定予定期について、当てはまるものをお選びください。

(○は一つだけ)

1. 毎年度改定
2. 計画策定又は直近の改定から5年後
3. 計画策定又は直近の改定から10年後
4. 改定は予定していない
5. その他 (具体的に： [REDACTED] )

⑤計画の進捗状況の把握・評価の頻度について、当てはまるものをお選びください。

(○は一つだけ)

1. 每年実施
2. 把握・評価を数年ごとに実施
3. 把握・評価は行わない
4. その他 (具体的に： [REDACTED] )

⑥計画の進捗状況を把握・評価するための評価指標について、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

1. 各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定
2. 各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定
3. 計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定
4. 設定していない
5. その他 (具体的に： [REDACTED] )

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(3) 気候変動適応法第13条に基づく「地域気候変動適応センター」（以下「センター」という。）の確保状況について、当てはまるものをお選びください。

**(○は一つだけ)**

↓○印 (1つ)

1. 既に確保している
2. これから確保する予定
3. 確保する予定はない
4. わからない

Q3-2(3)で、「1」を選択した方は、以下の①～②に御回答ください。

①センター名と確保した年月を御記入ください。

※「地域気候変動適応センター」確保年度は西暦でご記入ください。

「地域気候変動適応センター」名称： ( )

「地域気候変動適応センター」確保年月： ( )

②センターは単独または共同の地方公共団体で確保できることとなっていますが、どちらで確保していますか。

当てはまるものをお選びください。共同の地方公共団体で確保している場合は、地方公共団体名を御記入ください。

**(○は一つだけ)**

↓○印 (1つ)

1. 単独
2. 共同 (地方公共団体名： )

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(4) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組として実施しているものを全て選択してください。

**(○はいくつでも)**

↓○印 (複数可)

1. 気候変動影響に関する情報収集・調査研究
2. 適応策に関する情報の収集・整理
3. 自治体HPにおける情報の掲載
4. センターHPにおける情報の掲載
5. 一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催
6. ポスター、冊子、ちらし、動画等の作成、配布
7. 適応に係る研修の実施（府内）
8. 適応策に関する技術開発
9. 適応策の実施支援（補助金等）
10. 実施している取組はない
11. その他 (具体的に： )

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(5). 環境省では気候変動適応に関する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設立しています。

このプラットフォームの活用状況について、当てはまるものをお選びください。

**(○は一つだけ)**

↓○印 (1つ)

1. 週に1回以上活用している
2. 月に1回程度活用している
3. 数ヶ月に1回程度活用している
4. 1年に1回程度活用している
5. 全く活用していない
6. プラットフォームの存在を知らない
7. その他 (具体的に： )

**都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。**

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(6) プラットフォームに掲載してほしい情報や国立環境研究所に期待する技術的助言の内容について記載してください。

(7)その他、ご意見等があれば記載してください。  
(適応策を進める上での貴自治体における課題や、環境省が作成した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」について、等)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。
-------------------------------

Q3-3 地域循環共生圏について

昨年4月に策定した第5次環境基本計画では、今後の目指すべき社会像として、「地域循環共生圏」を掲げました。これは、各地域が地域資源を持続可能な形で活用し、自立・分散型の社会を形成すると同時に、地域間で補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。  
※「地域循環共生圏」の詳細については、以下のホームページを参照してください。  
<http://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/index.html>

- (1). 「地域循環共生圏」の概念を知っていましたか。当てはまるものをお選びください。  
(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 内容を理解している
2. 名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった
3. 名前を聞いたこともなかった
4. 上記に該当するものはない

Q3-3 (1) で、「1」を選択した方

- (2). 貴団体では、「地域循環共生圏」の概念に沿った具体的な取組を行っていますか。  
(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

1. 行っている
2. 行っていない
3. わからない

Q3-3 (2) で、「1」を選択した方

- (3). 「地域循環共生圏」の概念に沿った取組について、具体的な取組内容を記載ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。
-------------------------------

【地域循環共生圏の概要】

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs) や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety 5.0の実現にもつながるもので、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。

※環境省では、地域循環共生圏を構築、創造している/したい地域・団体の登録制度「地域循環共生圏実践地域等登録制度」をWEB上で開始しています。

地域や活動団体の概要はホームページで公開し、関心のある企業や人材等へのつながりを促します。

登録された地域・団体の方には、関連イベント・シンポジウムの情報提供などのほか、地域や団体間の交流やネットワークの形成等のサポートを開始する予定です。

Q3-4 気候変動に対するイニシアチブについて

- (1). 貴団体では、気候変動に対する国際イニシアチブに参加していますか。  
(○は一つだけ)

※気候変動に対する国際イニシアチブには、例えば以下のようなものがあります。  
・ICLEI (持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会) <http://japan.iclei.org/>  
・CDP (Carbon Disclosure Project) <https://www.cdp.net/ja/japan>  
・SBT (Science Based Targets) <https://sciencebasedtargets.org/>  
・C40 (世界大都市気候先導グループ) <https://www.c40.org/>  
・U20 (urban 20) <http://www.urban20.org/en/home>  
・世界首長誓約 (Compact of Mayors) <https://covenantofmayors-japan.jp/>  
・FC4S (サステナビリティのための金融センター) <https://www.fc4s.org/>

↓○印 (1つ)

1. 参加している
2. 参加を検討している
3. 関心がある
4. わからない、知らない

Q3-4(1)で、「1」「2」「3」を選択した方

- (2). 参加（を検討）している、または、関心がある団体をすべて選択してください。  
 (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

1. RE100 (自然エネルギー100%プラットフォーム)
2. ICLEI (持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)
3. CDP (Carbon Disclosure Project)
4. SBT (Science Based Targets)
5. C40 (世界大都市気候先導グループ)
6. U20 (Urban 20)
7. 世界首長誓約 (Compact of Mayors)
8. FC4S (サステナビリティのための金融センター)
9. アンダー2コアリジョン (Under 2 Coalition)
10. その他 (具体的に : )

Q3-4(1)で、「1」「2」「3」を選択した方

- (3). 國際イニシアチブに参加（を検討）している、または、関心がある理由をお答えください。

[Redacted]

都道府県、市町村（特別区含む。）の全団体が御回答ください。

Q3-5. 2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定状況

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目標として位置づけ、目標を達成するための計画やロードマップ等を策定していますか。  
あてはまるものをお答えください。（例：地方公共団体実行計画、総合計画、独自の戦略、ロードマップなど）

(○は一つだけ)

↓○印（1つ）

1. 策定している
2. 策定していないが、今後策定予定がある
3. 策定する予定はない
4. わからない

上記で、「1」を選択した方

計画・ロードマップ等の名称と、策定（予定）年月を御記入ください。

※策定（予定）年月は西暦でお答えください。

計画名称 : [Redacted]

策定（予定）年月 : [Redacted] 年 [Redacted] 月

上記で、「2」を選択した方

計画・ロードマップ等の策定（予定）年月を御記入ください。

※策定（予定）年月は西暦でお答えください。

策定（予定）年月 : [Redacted] 年 [Redacted] 月

4. 意見・要望

全団体が御回答ください。

Q4-1. 実行計画の策定・改定・実施・点検のために必要な行政支援について

(1). 実行計画（事務事業編）を策定・改定・実施・点検するために必要な外部人材・組織について

① 実行計画（事務事業編）を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援について、あてはまるものを全てお選びください。  
 (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報
その他
特に無い

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例）人員確保、予算の措置 等

[Redacted]

② 「専門知識を有する外部人材・組織」に関して、具体的にどのような人材が想定されますか？

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

学識者・有識者
民間のコンサルタント
国や都道府県の技術職員
製品・サービスを提供する民間事業者
その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

[Redacted]

**都道府県、政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)が御回答ください。**

Q4-1. 実行計画の策定・改定・実施・点検のために必要な行政支援について

(2). 実行計画（**区域施策編**）を策定・改定・実施・点検するために必要な外部人材・組織について

① **実行計画（区域施策編）を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援**について、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報
その他
特に無い

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 人員確保、予算の措置 等

② 「専門知識を有する外部人材・組織」に関して、**具体的にどのような人材**が想定されますか？

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

学識者・有識者
民間のコンサルタント
国や都道府県の技術職員
製品・サービスを提供する民間事業者
その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**全団体が御回答ください。**

Q4-2. 本年度のウェブを利用した施行状況調査に関する意見・要望について、当てはまるものを全てお選びください。  
(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した
昨年に比べ使い勝手は全体的に悪くなった
一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である
一部の設問について実行計画の入力値が表示される機能は便利である。（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムを使用している団体のみ）
昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい
LGWAN（統合行政ネットワーク）接続系ネットワークと、インターネット接続系ネットワークの両方での接続が可能となり、便利であった
紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい
操作方法が分かりにくい
画面やレイアウトが分かりにくい
修正の操作が不便である
その他
特に意見・要望は無い

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

**全団体が御回答ください。**

Q4-3. 環境省に対する意見・要望がある場合は、下表の中から当てはまるものを全てお選びいただき、その内容を具体的に御記入ください。  
(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

要望	要望の具体的な内容を記載ください
実行計画の策定について	
温室効果ガス排出量算定について	
環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	
情報提供の充実について	
各種法令の見直し（規制緩和等）について	
電力自由化による状況の変化について	
国内技術の研究開発や海外への技術移転について	
その他	
特に意見・要望は無い	

本調査は以上です。御協力ありがとうございました。